

JCO事故関連周辺住民等の健康診断事業概要について

茨城県保健福祉部保健予防課

1 JCO事故関連周辺住民等の健康診断（以下「JCO健康診断」という。）の概要

- ・平成12年3月27日の「原子力安全委員会健康管理検討委員会報告」に基づき、国（当時の科学技術庁）の依頼を受けて平成12年度から県が実施している。
- ・JCO事故により周辺住民が受けたとされる放射線量では、被ばくによる健康影響は考えられないが、住民の健康不安に対処することを目的に実施している。
- ・平成12年4月に県が設置した放射線医学などの専門家による「JCO事故対応健康管理委員会」において事業の検討を行いながら、地元市・村や周辺住民等の意向も踏まえ、当面は、事業の実施方法等の見直しを図りながら健診を継続していくこととしている。

2 JCO健康診断の対象者

- (1) 評価された線量が1ミリシーベルトを超える者で健康診断を希望する者
- (2) 事故時の避難要請区域内の住民及び勤務者で健康診断を希望する者
- (3) 上記以外の者のうち周辺住民や事故施設周辺の一時滞在者などで、健康相談において医師から十分な説明を受けた上でも、なお、健康不安がある者など、医師により健康診断が必要と認められた者 ※現在でも不安をお持ちの方には、医師と面談の上、新たな受診の機会は設けている。

3 健康相談について

初めて健康診断を希望する者又は事故による健康不安のある者を対象に、健康相談を実施し、専門医師から、JCO事故に係る放射線の影響やJCO健康診断の意義などについて説明を行っている。

4 JCO健康診断内容について

原子力安全委員会報告における検診項目を基本に、要望により、市町村が住民健診で独自に行っているがん検診等を追加している。※詳細は別表のとおり

5 結果相談会について

健康診断の結果をもとに、希望者の方に対して医師による結果相談会を開いている。

<参考> JCO事故健康診断・結果相談会実績の推移（単位：人）

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
健康診断実績	344	268	240	304	305	292	278	261	259	252	248	203	206	215
結果相談会実績	20	9	5	7	7	17	14	14	14	11	7	4	10	5

※ JCO健康診断は東海村・那珂市で実施している定期健診のほか、定期外健診、遠隔地健診(東京等)により健診機会の確保を図っている。

6 心のケア相談について

心のケアを必要とする方に対して幅広く対応するために、茨城県精神保健福祉センターに設置している専用電話及び保健所の保健師による電話相談、JCO健康診断会場における相談を実施している。

別表 健診項目 (区分の年齢は平成26年3月末日現在とする)

区 分	健 診 項 目								
18歳以上	<p>問診 (一般項目, 当日の行動, 推定線量等)</p> <p>身体計測 (身長, 体重) (腹囲計測 40歳以上74歳まで)</p> <p>理学的検査 (視診, 聴打診, 腹部触診)</p> <p>胸部エックス線撮影 (40歳以上)</p> <p>心電図 (40歳以上)</p> <p>血圧測定 (40歳以上)</p> <p>眼底検査 (40歳以上)</p> <p>血液検査 (血球計数, 白血球百分率, リンパ球数)</p> <p>血液生化学検査 (GOT, GPT, γG T, 血清クレアチニン, 総コレステロール, HDLコレステロール, 中性脂肪, 血糖, ヘモグロビンA_{1c}, 尿酸) (LDLコレステロール 40歳以上)</p> <p>尿検査 (糖, 蛋白, 潜血)</p> <p>B型・C型肝炎ウイルス検査 (ただし, 希望者のみ。)</p> <p>がん検診</p> <p>胃がん検診 (30歳以上)</p> <p>肺がん喀たん検査 (40歳以上)</p> <p>乳がん検診 (25歳以上の女性で, 原則として次の年齢区分により, 検診項目を組合せて実施。)</p> <table border="1" data-bbox="624 1128 1434 1476"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>健 診 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25歳以上40歳未満の者</td> <td>視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回)</td> </tr> <tr> <td>40歳以上50歳未満の者</td> <td>視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回並びにマンモグラフィ (2年に1回。原則として1方向撮影。ただし, 希望により2方向撮影。))</td> </tr> <tr> <td>50歳以上の者</td> <td>視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回) 並びにマンモグラフィ (2年に1回。1方向撮影。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>子宮がん検診 (20歳以上の女性)</p> <p>大腸がん検診 (40歳以上)</p> <p>前立腺検診 (50歳以上の男性)</p>	対象年齢	健 診 項 目	25歳以上40歳未満の者	視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回)	40歳以上50歳未満の者	視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回並びにマンモグラフィ (2年に1回。原則として1方向撮影。ただし, 希望により2方向撮影。))	50歳以上の者	視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回) 並びにマンモグラフィ (2年に1回。1方向撮影。)
対象年齢	健 診 項 目								
25歳以上40歳未満の者	視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回)								
40歳以上50歳未満の者	視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回並びにマンモグラフィ (2年に1回。原則として1方向撮影。ただし, 希望により2方向撮影。))								
50歳以上の者	視触診 (年1回) 及び超音波検診 (年1回) 並びにマンモグラフィ (2年に1回。1方向撮影。)								
中学生から18歳未満までの者	<p>問診 (一般項目, 当日の行動, 推定線量等)</p> <p>身体計測 (身長, 体重)</p> <p>理学的検査 (視診, 聴打診, 腹部触診)</p>								
受診者全員	<p>区分欄の上記対象者ごとの健診項目に, それぞれの対象者の住所地の市町村が行っている住民健診の項目が含まれていない場合は, これらを追加するものとする。</p>								